滋賀県小麦・大豆の国産化推進事業費補助金交付要綱

制定 令和5年4月1日付け滋み農第144号

滋賀県農政水産部長通知

改正 令和6年4月1日付け滋み農第108号

(趣 旨)

第1条 知事は、麦・大豆生産技術向上事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3474号農林水産事務次官依命通知、以下「麦・大豆要綱」という。)、麦・大豆生産技術向上事業実施要領(令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産省農産局長通知、以下「麦・大豆要領」という。)および産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知、以下「産パ要綱」という。)に基づいて事業実施主体が実施する小麦・大豆等の生産性向上の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(補助対象経費および補助率等)

第2条 補助対象となる事業、経費および補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(流用の禁止)

第3条 別表の区分の欄に掲げる1と2の事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(交付申請)

- 第4条 規則第3条に規定する交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、事業計画書および収支予算書(別記様式第2号)を添付し、知事が別に定める期日までに提出するものとする。
- 2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の提出に当たって、各事業主体について 当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費 税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消 費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に 規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。 以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなけれ ばならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかで ない場合については、この限りでない。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知 を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要がある と認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(変更の承認)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、補助事業の内容につき、別表に定める重要な変更をしようとするときは、事業計画変更等承認申請書(別記様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(別記様式第4号)を提出し、知事の指示を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定により、補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12 月末日現在における事業遂行状況報告書(別記様式第5号)を当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第9条 規則第12条に規定する実績報告書(別記様式6号)の添付書類は、第4条第1項 に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。
- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、 これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日また は補助金の交付の決定のあった年度の3月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の概算払)

第10条 補助事業者は、規則第15条の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 規則第17条に定めるもののほか、第4条第2項のただし書により交付申請をした補助事業者は、規則第12条の規定による実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第4条第2項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除額報告書(別記様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、またはない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(財産の管理等)

- 第12条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)第5条による期間(以下「処分制限期間」という。)において、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、処分制限期間中において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 取得財産等を処分することにより、収入があり、またはあると見込まれるときは、そ の収入の全部または一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理)

- 第13条 補助事業者は、当該補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入および支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入および支出について、その支出内容の証拠書類および証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について、第12条1項に定める処分制限期間中は、財産管理台帳(別記様式第9号)、その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき、作成、整備および保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物および台帳の うち、電磁的記録により作成、整備および保管が可能なものは、電磁的記録によること ができる。

(競争入札等)

- 第14条 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不適当である場合は、指名競争に付し、または随意契約をすることができる。
- 2 市町を除く補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争または随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関および滋賀県から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書(別記様式10号)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合、「滋賀県グリーン購入基本方針(平成14年4月1日策定)」に沿って、環境物品等の調達に努めるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第16条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく計画変更の承認申請、第7条の規定に基づく事業遅延の届出、第8条の規定に基づく状況の報告、第9条の規定に基づく実績の報告、第10条の規定に基づく概算払の請求、第11条の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準処理期間)

第 17 条 規則第 4 条の規定による補助金の交付の決定は、規則第 3 条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(書類の提出)

第18条 知事は、規則およびこの要綱に定めるものの他、必要と認める書類の提出を求めることができる。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。

別表

<i>J</i> JJ4X			→ 1n41		
区分	経費	事業実施主体	補助率 国費	重要な変更	
1. 麦豆技上 まで 大産 向業	(1) 生産性向上の推進支援 麦・大豆要領別表 2 に掲げ る生産性向上の推進に要する 経費	麦・大豆要綱別表 1 の事業メニュー欄 1 に定める事業実施主 体のとおり	定額	経欄げ(らまそれ費庫金30超増費に 1)(でれのの補 %え減の掲るか)のぞ経国助のをる	1 事業実施主体 の変更
	(2)新たな営農技術等の導入 支援 麦・大豆要領別表3に定め る新たな営農技術の導入等を 実施するのに要する経費	麦・大豆要綱別表 1 の事業メニュー欄 2 に定める事業実施主 体のとおり	定額		2 事業の新設、中止または廃止
	(3) 生産拡大に向けた機械・ 施設の導入等支援 麦・大豆の生産拡大および 事業の成果目標の達成に必要 な機械・施設の導入等に係る 経費	麦・大豆要綱別表 1 の事業メニュー欄 3 に定める事業実施主 体のとおり	1/2以內		3 事業費の 30%を超える増 または国庫補助 金の増
	(4) 市町による生産性向上の 取組支援 麦・大豆実施要領別表4に 掲げる生産性向上の推進に要 する経費	市町	1/2以內		4 事業費または 国庫補助金の 30%を超える減
2. 地基ワッ業(大械対産産産パア事・機入)	麦・大豆の生産拡大および 事業の成果目標の達成に必要 な機械・施設の導入等に係る 経費	産パ要綱別記1別紙 3のI に定める事 業実施主体のとおり	1/2 以内	_	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止または廃止 3 事業を対験を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を